

届出日と算定開始月、届出にあたっての留意事項について

令和4年4月版

1 加算等を新たに算定もしくは変更する場合

サービスの種類に応じ、届出日（届出が受理された日）により、加算等の算定開始月が異なります。

サービスの種類		届出日と算定開始月
居宅サービス	訪問介護	<p>◎ <u>1日～15日の間に届出が受理された場合</u> ⇒ 届出受理日の<u>翌月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 5月 <u>10日</u>届出受理 ⇒ <u>6月</u>から算定開始</p> <p>◎ <u>16日～月末日の間に届出が受理された場合</u> ⇒ 届出受理日の<u>翌々月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 5月 <u>17日</u>届出受理 ⇒ <u>7月</u>から算定開始</p>
	(介護予防) 訪問入浴介護	
	(介護予防) 訪問看護	
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	
	(介護予防) 居宅療養管理指導	
	通所介護	
	(介護予防) 通所リハビリテーション	
	(介護予防) 福祉用具貸与	
居宅介護支援		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>◎ <u>16日～月末日の間に届出が受理された場合</u> ⇒ 届出受理日の<u>翌々月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 5月 <u>17日</u>届出受理 ⇒ <u>7月</u>から算定開始</p>
	夜間対応型訪問介護	
	地域密着型通所介護	
	(介護予防) 認知症対応型通所介護	
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
総合事業	訪問型サービス	<p>◎ <u>16日～月末日の間に届出が受理された場合</u> ⇒ 届出受理日の<u>翌々月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 5月 <u>17日</u>届出受理 ⇒ <u>7月</u>から算定開始</p>
	通所型サービス	

* 補足事項（閉庁日の取扱い）

- 届出日の翌月から算定開始となるためには、基準上、15日までに「体制届」が受理される必要があります。従って、15日が県庁閉庁日の場合、翌月から加算等を算定しようとするには、15日より前（平日）に体制届が受理されなくてはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

例) 5月 15日が日曜日の場合 = 5月 13日（金）に「体制届」受理 → 6月から算定開始

5月 16日（月）に「体制届」受理 → 7月から算定開始

サービスの種類		届出日と算定開始月
施設サービス	(介護予防) 短期入所生活介護	<p>◎届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌月から、加算等算定開始</p> <p>例) 6月20日届出受理 ⇒ 7月から算定開始</p> <p>◎ただし、月の初日に届出が受理された場合のみ ⇒ 届出月から、加算等算定開始</p> <p>例) 6月1日届出受理 ⇒ 6月から算定開始</p>
	(介護予防) 短期入所生活介護	
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	
	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	介護療養型医療施設	
地域密着型サービス	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

* 補足事項 (閉庁日の取扱い)

- 基準上、1日までに「体制届」が受理される必要があります。

従って、1日が閉庁日の場合、翌月から加算等を算定しようとするには、1日より前(平日)に体制届が受理されなくてはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

例) 6月1日が日曜日の場合 = 5月30日(金)に「体制届」受理 → 6月から算定開始

6月 2日(月)に「体制届」受理 → 7月から算定開始

2 加算等を算定しないこととなった場合

事業所(施設)の体制について、加算等の算定要件を満たさず、加算等が算定できなくなった場合や加算等が算定されなくなることが明らかになった場合等は、速やかに「体制届」を提出し、その旨を届出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。

3 届出先・届出方法

妙高市役所 福祉介護課 高齢福祉係

住所 〒944-8686 妙高市栄町5番1号

電話 0255-74-0016 (直通)

メールアドレス: fukushikaigo@city.myoko.niigata.jp

⇒ 書面により、郵送または直接持込いただくか、上記アドレス宛に電子データにて関係資料を提出してください。

4 届出にあたっての留意事項

「体制届」提出の際は、加算等の算定要件を関係告示や通知等により必ず確認してください。その他の留意事項は、以下の（１）から（３）のとおりです。

（１）届出の提出単位について

- ① 「体制届」は、サービスの種類ごとに、（法人単位ではなく）事業所（施設）単位で作成し、それぞれ提出する必要があります。
- ② 居宅サービスにおける、訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護の「出張所」については、本体事業所とは別に、出張所の体制届（様式10）を提出する必要があります。
- ③ 地域密着型サービスにおける、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の「出張所」については、本体事業所とは別に、出張所の体制届（様式2-1 又は2-2）を提出する必要があります。
- ④ 短期入所事業所及び介護保険施設について、一部がユニット型の場合は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて、届出書を提出してください。

（２）体制届の記載方法等について

- ① 「届出年月日」を明記の上、届出者の「住所」及び「氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名）」、「届出担当者連絡先（電話番号）」を必ず記載してください。
- ② 「サービス種類」、「事業所名」及び「事業所番号」を全て記載してください。
（ただし、新規申請の場合は、「事業所番号」の記載不要です。）
- ③ 「新規・変更の別」については、次のとおり記載してください。
 - ・新たに指定等を受ける事業所（施設）の場合は、「1 新規」に○を付けてください。
 - ・既に指定を受け、過去に提出した体制届の内容を変更する場合は、「2 変更」に○を付けてください。この場合、「届出の内容」欄における、変更項目の「変更」欄に○を付け、どの項目を変更するのか明らかにしてください。なお、変更しない項目についても、届出済の体制項目全てに○を付してください。
- ④ 「適用年月日」については、加算等の算定を開始しようとする年月日を記載してください。
- ⑤ 「社会福祉法人軽減事業実施の有無」については、届出者が社会福祉法人又は市町村の場合で、県へ当該事業の実施について別途届け出ている場合に、「2 あり」としてください。
- ⑥ 「届出の内容」欄は、加算等算定要件への該当の有無等について、○で囲んで下さい。
- ⑦ 訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、居宅介護支援、（介護予防）小規模多機能型居宅介護における「中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）」欄については、新潟県の場合、「特別地域加算」の対象地域以外は全域が「同加算の（地域に関する状況）」の対象地域となっているため、「特別地域加算」欄が「1 なし」の場合は、地域に関する状況欄は「2 該当」となり、「特別地域加算」欄が「2 あり」の場合は、地域に関する状況欄は「1 非該当」となります。

(3) 令和3年4月介護報酬改定に係る取扱い（特例）について

① ~~体制届の提出期限について~~

~~令和3年4月適用分の体制届についてのみ、介護報酬改定に伴う特例として、令和3年4月15日（木）までに届出した（届出書が受理された）場合、4月から加算等の算定を開始するものとします。~~

~~【留意事項】~~

~~ただし、4月適用分の体制届を4月以降に届け出る場合であっても、「勤務実績」や「利用者数実績」等が算定要件とされている場合の「届出日に属する月」は3月として取り扱うものとします。~~

② ~~既存の事業所（施設）の届出の取扱いについて~~

~~令和3年度介護報酬改定に伴う「新たな加算の創設」や「既存加算の算定要件の変更」等に係る既存の事業所（施設）の届出の取扱いについては、（別紙）「既存のサービス事業所の届出留意事項」のとおりとされているので、各サービスの届出項目の取扱いを確認の上、必要な届出等を行ってください。~~

③ ~~経過措置等について~~

~~ア 令和3年9月30日までの上乘せについて~~

~~「介護報酬の算定構造」の各サービス種類における算定構造の下部に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須となっており、当該上乘せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻となります。~~

~~当該上乘せ分の請求方法については、「介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考にし、介護給付費明細書等を作成してください。~~

~~イ 「移行計画未提出減算」の取扱いについて~~

~~「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、「移行計画の提出状況」が「1：なし」であっても減算となりません。~~

~~ウ 「安全管理体制未実施減算」の取扱いについて~~

~~「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」の「付則」に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、「安全管理体制」が「1：減算型」であっても減算となりません。~~

~~エ 「栄養管理の基準を満たさない場合の減算」の取扱いについて~~

~~「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」の「付則」に記載されているとおり、令和6年3月31日までの間は、「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」が「1：なし」であっても減算となりません。~~